

京都府立大学学生寄附募集に関する規程

(平成20年京都府立大学規程第45号)

第1条 京都府立大学(以下「本学」という。)の学生が本学の内外において寄附を募集しようとするときは、その責任者は、募集の3日前までに、目的、金額、場所及び方法を記載した書面を学生部に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

第2条 前条の責任者は、募集を終了したときは、その結果を学生部長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。